

第3章 計画策定の基本的な考え方

3-1 基本目標

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するための基本目標を次のとおり設定した。

- ① 町民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3-2 事前に備える目標（行動目標）

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- ① 被害の発生抑制により人命を保護する
- ② 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- ④ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- ⑥ 経済活動の機能を維持する
- ⑦ 二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする